



録画配信はこちら

国保税「未就学児」均等割について

Q 未就学児の国保均等割課税の廃止を求める

A 法律改正に順じて未就学児の均等割を半額にした

広域ごみ処理について
ごみ量を減らす手段を、一部事務組合で協議しているのか

問 地球環境の危機をCOP26会議は世界問題と位置づけている。ごみ量を50%に減らす協議を行っているのか。

答 (町長)
1市4町の「ごみ分別方法統一化等検討委員会」で、ごみ分別統一化、ごみ減量目標、ごみ減量施策等を検討している。

令和元年度の実績を基に、過去5年間の各市町のごみ総量と総合戦略人口ビジョンの将来設計を基に試算し直した将来ごみ量を用いて、令和13年度までに令和元年度比15%削減することとした。

ごみ処理施設建設地は
軟弱地盤

問 ごみ処理施設建設予定地は、荒神山の麓で当該地は軟弱地盤である。どのような地盤改良を行うのか。

答 (くらし安全環境課長)
軟弱地盤対策は、造成等基本計画設計において検討しているが、造成盛土の再検討が必要となり、さらなる検討を行う。現時点の考え方は、盛土による造成部分は圧密沈下工法として法面仕上げを検討している。建物基礎における地盤改良等の検討については答弁を控える。



自然豊かな荒神山

問 建設予定地は、土砂災害区域が含まれる
土砂災害区域にアクセス道路を建設するの

答 (町長)
これらの区域には、重要施設を整備しない。アクセス道路は山側ルートから再検討され、現在山裾から離れたルートより進入する計画となっている。土砂災害区域にアクセス道路を整備することはない。

問 処理施設の総工費は

答 (町長)
現時点では、維持管理運営費を除く施設整備費を200億円と推計している。

国保税均等割について
均等割軽減を全員に

問 国保税の子どもの均等割課税は就学前までの子どもには半額とされる。なぜ所得のない子どもも全員を対象にしなかったのか。

答 (町長)
国の「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児の均等割保険料の軽減を措置した。

問 所得のない子どもへの均等割課税はおかしいのであれば、就学前までの子どもへの均等割課税の廃止を求める。

答 (町長)
平成30年度から滋賀県が国民健康保険事業の中心的な役割を担って、県下の保険料率統一化を目指している。そのもとで、県下市町において独自の減額等が実施されていないことを勘案して、国において必要な措置がとられた。

認知症の危険因子に含まれる難聴

Q 加齢性難聴に対する補聴器購入補助を求める

A 認知症との関連性に留意し、対策を講じたい

新型コロナについて

問 第6波に対する備えは。

答 (ワクチン接種推進室長)
町ホームページや防災無線で感染対策の徹底を周知する。感染症対策にかかる施設備品や消耗品の確保にも努める。また、3回目のワクチン接種の開始に向けて調整している。

問 過去3年間の通所介護費の低下要因はコロナによるものか。

答 (福祉課長)
コロナの影響ではない。

問 65歳以上の方の3回目的ワクチン接種について、予約の援助や交通手段の確保に努めることを求める。

答 (ワクチン接種推進室長)
1・2回目の接種を踏まえ、改善点などを見直すとともに、対象となる全ての希望者が安全・安心して接種できる環境を整えたい。

問 生活困窮者と小売・サービス業等への支援に努力することを求める。

答 (福祉課長)
生活困窮者への対応は、滋賀県・町・社会福祉協議会が情報を共有し連携している。国の交付金を活用し、コロナ禍の影響を受けている事業者の方への支援を行い、その支給を迅速に行う。

補聴器購入補助

問 認知症の危険因子のなかに難聴が含まれている。

答 (福祉課長)
難聴による認知症を防ぐために、補聴器をつける必要がある。加齢性難聴に対する補聴器購入への補助金新設を求める。

問 認知症との関連性に十分留意し、対策を講じたい。

住民説明会の開催

問 庁舎集約化について、町長の「進めていきたい」との考えがあるなら、住

ジェンダー平等

問 第2次男女共同参画推進計画に関わって、ジェンダー平等の観点から行政の取り組みについて問う。

答 (町長)
現時点では考えていないが、機が熟した暁には、再度検討したい。



出勤前に食器洗い

②職場で男女平等と感じる人の割合が、実績48%から目標55%達成への取り組みは。

答 (みらい創生課長)
①新たな就業形態のあり方を啓発していくことで、固定的な性別役割分担意識の解消につなげたい。
②企業訪問等の機会を活用した啓発や研修会等の実施に努める。
③被害の防止、被害者にとって必要な情報提供や自立に向けた支援が行えるよう体制の強化に努める。
④県・町・支援団体等が連携協力した意識啓発に努める。
⑤条例よりも様々な事象に対応できる知識の習得や意識啓発が肝要である。

*「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任・権利・機会を分かちあい、物事を一緒に決めること。